

広島市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学生・生徒（以下「学生等」という。）の職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図ることを目的として本市が実施する学生等の就業体験（以下「インターンシップ」という。）に関する基本的事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等学校等（以下「大学等」という。）に在学する学生等とする。

(受入手続等)

第3条 インターンシップの実施に当たっては、本市が受入人数及び申込期間等を定め、本市のホームページ等により募集を行うものとする。

- 2 実習を希望する学生等は、企画総務局長に対し、本市の定める方法により申込みを行うものとする。
- 3 企画総務局長は、前項の申込みがあった場合は、本市の業務執行に支障が生じるおそれがないことに留意して、選考により実習を希望する学生等の受入れを行うかどうかを決定し、その旨を当該学生等に通知するものとする。
- 4 前項の規定により受入れを行うことを決定した場合において、本市と当該学生等が在学する大学等とは、インターンシップに関する協定を締結するものとする。ただし、当該決定に係るインターンシップの実施期間を有効期間に含む同協定を締結している場合は不要とする。
- 5 前4項に定めるもののほか、受入れの手続に関し必要な事項は、別に定める。

(実施時期)

第4条 前条の受入れは、毎年8月から9月までの期間内において行うものとする。ただし、企画総務局長が必要と認める場合は、この限りでない。

(実習期間)

第5条 実習期間は、原則として1日以上2週間以内とする。

(実習時間)

第6条 実習時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、8月6日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、受入先の課等の長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(報酬等)

第7条 本市は、第3条第3項の規定により受入れを行うことを決定した学生等（以下「実習生」という。）に対して、報酬、賃金、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

(服務)

第8条 実習生は、本市職員としての身分を有しない。

- 2 実習生は、本市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。
- 3 実習生は、実習期間中は、本市職員が遵守すべき法令等を遵守しなければならない。
- 4 実習生は、本市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 5 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習期間終了後も、同様とする。
- 6 実習生は、実習の成果を第三者に発表しようとする場合は、あらかじめ本市の承認を受けなければならない。

(事故責任等)

第9条 実習生は、実習における事故等に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入し、当該事故等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が在学する大学等は、実習生に対し、災害傷害保険及び賠償責任保険の加入について指導しなければならない。

3 実習生は、実習において故意又は過失により本市に損害を与えたときは、本市に対しその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害に関して、本市は一切の責任を負わない。

(災害補償等)

第10条 実習生の実習期間中及び実習先と自宅との往復行為の途上における災害、事故等によって生じた災害補償等について、本市は一切の責任を負わない。

(誓約)

第11条 実習生は、第8条及び第9条の規定を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

(実習の中止)

第12条 企画総務局長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生がこの要綱の規定に違反する行為をしたとき。

(2) 実習を継続することにより、本市の業務執行に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) その他実習の目的を達成することが困難であるとき。

2 企画総務局長は、前項の規定により中止するときは、実習生にその旨通知するものとする。

(実習の証明)

第13条 企画総務局長は、実習生又は実習生が在学する大学等からの請求により、当該実習生の実習期間、実習内容等について証明を行うものとする。

(適用除外)

第14条 この要綱は、資格取得のための学生等の実地研修については、適用しない。

(その他別に定める事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行し、同日以後に行われる学生等の受入れの申込みにより実施するインターンシップについて適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に行われる学生等の受入れの申込みにより実施するインターンシップについて適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、同日以後に行われる学生等の受入れの申込みにより実施するインターンシップについて適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行し、同日以後に行われる学生等の受入れの申込みにより実施するインターンシップについて適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行し、同日以後に行われる学生等の受入れの申込みにより実施するインターンシップについて適用する。